

2025年12月吉日

2025(令和7)年度 一般社団法人群馬大学工業会 表彰者公募について

群馬大学工業会表彰選考委員会
委員長 大河原 秀康

2025年度の工業会表彰者の公募を、工業会表彰制度規程に基づき行います。
この表彰は、本会の目的及びこれを達成するための事業に沿った本会会員の諸活動における功績を表彰するものです。

1. 表彰の種類と対象等

- (1) 群馬大学工業会 社会貢献賞 社会に顕著なる貢献をした本会会員 若干人
- (2) 群馬大学工業会 工業会賞 本会活動又は本会利益向上に多大なる貢献をした本会会員 若干人

2. 表彰の方法等

- (1) 表彰は、定時社員総会にて表彰状、褒状にて行い、他に広報活動等により功績を称える。

3. 公募基準と推薦文の記述

- (1) 被表彰者及び推薦人は、推薦時において本会の正会員資格を有するものとする。
ただし、被表彰者は、原則として満65歳以上とし、現役の職務(又は表彰対象の職務)を終了している会員とする。
- (2) 同一年の同一表彰種別における被表彰者は、原則として、同一所属支部で一人(又は1グループ)とする。
- (3) 推薦文は、より具体的、定量的な記述とし、関連する内容が網羅される記載が望ましい。

4. 応募・推薦期間と応募・推薦書類提出先

- (1) 応募は、両賞とも2026年2月末日で受付を締め切る。
- (2) 推薦書は、工業会表彰選考委員会事務局に所定のフォーマットに記入して提出する。

5. 選考方法

- (1) 選考は、表彰選考委員会が合議制による全会一致で行い、理事会への報告と承認を必要とする。
- (2) 選考の基準は、範囲の広い公的な表彰や評価と推薦の背景・状況(本部、支部等の活性化など)を重視する。

6. 応募・推薦人

- (1) 工業会の理事、連合支部長及び支部長
- (2) 一般会員からの推薦も受け付ける(工業会ホームページでPR)。

★参考 「一般社団法人群馬大学工業会定款」(抄)

(目的)

第4条 本会は、群馬大学理工学部及び同大学院理工学府(以下「大学」という。)における教育・研究活動、学生の修学、国際交流等について支援を行い、会員相互の親睦と交流、会員に共通する利益と社会貢献等を図りながら、我が国の科学技術及び学術文化の発展に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、本会は次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦・交流と情報交換の促進
- (2) 会員名簿の整備と維持・管理
- (3) 会報の発行
- (4) 会員の表彰
- (5) 大学の教育・研究活動、行事、学生の修学等に対する支援
- (6) 学生の就職活動支援
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

3 本会は、前2項の目的を達成するため、理事会の議を経て、寄付金の募集、付随的な収益事業を行うことができる。

[2024(令和6)年度の表彰結果は、工業会報No.173(2025年9月号)を参照]

一般社団法人群馬大学工業会表彰制度規程

2021年 4月 1日制定

2024年 5月25日改正

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人群馬大学工業会（以下「本会」という。）定款第4条（目的）第1項及び第2項の規定に基づき、本会の目的遂行のための事業を充実させる一環として、本会会員（以下「会員」という。）の諸活動における功績を表彰するため、必要な事項を定める。

(表彰)

第2条 表彰は、本会の活動又は利益向上に多大なる貢献をした会員、社会に顕著な貢献をした会員、学業優秀又は在学中において顕著なる活動をした会員の功績に対して行う。

(表彰種別と対象者)

第3条 表彰は、次の各号に掲げるとおりとし、本会表彰選考委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、表彰を行う。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 工業会賞 | 若干人 |
| (2) 社会貢献賞 | 若干人 |
| (3) 工業会奨励賞 | 学生会員若干人 |

(委員会)

第4条 委員会は、理事会構成員をもって組織し、必要に応じて、理事以外の者を委員に加えることができる。

2 委員会に、委員長を置き、理事長をもって充てる。

(運営)

第5条 委員会は、表彰対象者の推薦・応募要件を作成し、公募を行い広く対象者を募る。

2 第3条第1号及び第2号の賞の公募期間は、原則として、毎年11月から翌年2月までの4か月間とする。

3 選考は、公平・公正を旨とし、可能な限り定量的な評価を基準とする。

4 被表彰者の決定は、選考委員の合議制による全会一致とする。

5 前項の決定は、本会理事会への報告と承認を必要とする。ただし、第3条第3号の被表彰者は、事後報告の承認とする。

(表彰の方法)

第6条 第3条第1号及び第2号の表彰は、原則として、本会定時社員総会の席上において賞状及び褒賞にて行うとともに、会員への広報により、その功績を称える。

2 第3条第3号の表彰は、群馬大学大学院理工学府・理工学部学位記伝達式の席上において前項と同様の方法で行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、本会理事会の議を経て、理事長が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰制度に関して必要な事項は、本会理事会が別に定める。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年5月25日から施行する。